

平成27年(ワ)第1378号 九条俳句不掲載損害賠償等請求事件

原告

被告 さいたま市

被告準備書面 (9)

平成29年7月28日

さいたま地方裁判所第6民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

馬橋 隆



被告指定代理人弁護士

幸田



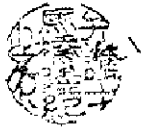
被告指定代理人

野崎 隆



同

森田 隆



同

斎藤 隆



同

黒須 雄



同

大成 真理夫



第1. 掲載請求権について

1. 契約による掲載請求権

- (1) 被告が第三者と契約する場合、その締結権者は被告市長である。

もし、公民館の「たより」の記事について、第三者との掲載契約を締結するとすれば、被告市長が締結権者であって（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条5号。平成27年4月1日施行の平成26年法律第76号による改正前は24条4号。）、公民館の場合、専決権を受けた拠点館長の桜木公民館長が締結することになる。三橋公民館長やその職員である平塚には、そのような権限はない。

- (2) また、三橋公民館長やその職員である平塚は、公民館だよりの作成を担っている者で、その発行や紙面作成について権限を有しているものではない。
- (3) このように平塚において、原告の所属していた俳句会と契約を締結する権限はない。地方自治法第234条は、契約方法の区別についての定めであって、締結権者を定めたものではない。

2. 憲法、社会教育法、学習権等に基づく掲載請求権の発生

- (1) 公民館によっては、住民を募って「たより」の編集に参加してもらっている公民館もある。

しかし、これは、住民を公民館の「たより」の作成に関与させなければならぬとするからではなく、また、憲法や社会教育法が根拠となり、「たより」の編集・発行について住民の権限が発生するものではない。

- (2) 原告補佐人佐藤や証人安藤も「たより」の編集・発行に住民が参加することは一つの望ましい型であることではあるものの、社会教育法等から「たより」について住民に直接に掲載請求権が発生することまでを認めているものとは解されない。
- (3) このように憲法、社会教育法、学習権という概念から当然に公民館における「たより」について、住民に掲載請求権という具体的請求権が発生する

ものではない。

- (4) なお、公民館においては、社会教育法上、住民主体的活動に対する支援が求められている。このため、社会教育法23条等の法令に反しない限りは、自治体が公民館での学習内容やその利用方法について制限することはできない。

また、三橋公民館においては、住民の主体的活動を支援するため、スペースがあれば公民館での学習の成果である写真や絵画等を展示する場を設けているし、また、秋に行われる三橋公民館まつりでは、公民館利用者も企画に参加し、それぞれの作品の発表等を行っている。

3. 俳句が掲載されてきた理由

- (1) 当時の三橋公民館の職員である■■■■に俳句会と契約を締結する権限がなかったことは前述した通りである。
- (2) 「たより」の仕事を行っていた■■■■は、その証言によれば、公民館の「たより」の紙面をより住民に親しみ易いものとするため、公民館を利用している絵手紙の団体や本件俳句会にその作品を提供してもらったに過ぎない。いわば、「たより」の作成を担当する者として、紙面の記事や図柄、レイアウトのために調査や取材の仕事の一つとして行っていたものである。
- (3) こうしたことから、■■■■を通じて俳句会と被告との間に掲載契約が成立したとは認められない。
- (4) また、俳句の掲載が続いてきたからといって、被告においては、俳句会が俳句を発表する場として「たより」に作品を提供している、との認識がなかったのであるから、これについての明示、黙示の承諾が被告に成立する余地はない。
- (5) 結局、俳句の掲載は■■■■の誘いに俳句会が賛同し、俳句を提供したものに過ぎないという関係である。このような関係は、申込みと承諾からなり、一方もしくは双方が債権を有し、債務を負うような契約ではなく、また、

その履行を強制できる性質ものではない。俳句会が俳句を提供しなかったとあって、債務不履行になったり、強制執行されるものではない。現実には、俳句会は、平成26年11月以降、公民館にはその掲載を受け入れる用意があるのに対し、俳句の提供を拒否しているのである。

このように、俳句会と公民館の関係は、俳句の提供は任意であり、公民館が掲載するかしないかも任意に判断できるし、また、相当広い裁量でその掲載をするか否かを定められるものである。

そもそも、明示もせず一職員の声かけにより一部の公民館利用者に自由な発表の場を与えることは、一部の利用者を優遇することになって許されない。

4. 掲載請求権の行使

- (1) 以上述べたように、俳句会と被告の間で掲載請求権が発生するような契約は成立していない。
- (2) また、仮に合意のようなものが成立したとしても、訴訟において、それに基づき掲載を請求し、その執行を求めるような強制力のあるものではない。

第2. 損害賠償の請求について

1. 「掲載しないことの正当な理由」の存在

- (1) 原告が被告に対し損害賠償請求権を有するとすれば、原告と被告の間に契約関係があり、被告にその債務不履行に基づく損害賠償義務が発生することが前提となる。
- (2) しかしながら、前述したように原告と被告間には契約関係が生じないのであるから、被告の原告に対する債務不履行が生じるものではない。
- (3) また、原告は被告に対し、国家賠償法上の賠償義務が生じると主張している。

ここでは、仮に被告が原告に対し、債務を負うとして、被告には責めに

帰すべき事由がないこと、国家賠償請求においては、被告の担当者に過失及び違法性がなかったことについて、これを裁判所の釈明に従い「掲載しないことの正当な理由」として主張することにする。

2. 「たより」の目的

- (1) 公民館が「たより」の発行をするのは、主には公民館の行う事業に伴い、それを紹介し、情報提供することにより、住民に学習の機会を与えるためのものである。
- (2) また、「たより」は、公民館での催し物や活動に伴い、周辺住民に知らせるためのものである。三橋公民館の場合、住民には、自治会を通じて回覧され、市の関連施設にも配布、交付されている。

3. 「たより」の作成にあたっての姿勢

- (1) 「たより」にどんな記事をどのような型で掲載するのかは公民館の権限であって、それを有するのは三橋公民館の場合、拠点公民館である桜木公民館長である。
- (2) 「たより」の編集や記事の掲載を公民館の職員がその公務として行う以上、公務員として中立性や公正性・公平性に十分に配慮して発行しなければならない。編集や記事の掲載にあたっては、その中立性・公正性・公平性の姿勢を維持すべきであり、また、その掲載される記事の内容も中立性・公正性・公平性が保たれていなければならない。

4. 中立性について

- (1) 市民はそれぞれ自らの意見を持ち、その内容は多様である。こうしたなかで、公務員は一部の市民の意見に偏することは許されない。
- (2) 三橋公民館で「たより」の編集業務を担当していた被告の職員である[REDACTED]のもとに本件俳句が届けられたのは平成26年6月24日のことである。

当時、内閣は従前、集団的自衛権の行使が憲法9条に反するとしていた。従来¹の解釈を変更し、憲法9条に違反しないものとする方針を固めていた。

これをめぐって内閣の方針を支持する国民とこれを憲法9条に違反するとする国民との間で世論は分かれ、連日マスコミには、それに関連する情報があふれていた。

そして、同年7月上旬頃には、その旨の内閣の閣議決定が予定されたこともあって、7月の「たより」が発行され配布される7月上旬にかけては、その対立はさらに激化することが予想される状況であった。

- (3) 原告本人の供述によれば、原告は東京銀座でデモに出会い、これに参加し、「政府の集団的自衛権は自衛権の行使ではない。憲法9条を守るべき。」と感じ、このことを訴えるために本件俳句を詠んだことが認められる。このことから、原告は、ただデモの状況を描写したものではなく、集団的自衛権の行使を行うことは許されず、憲法9条を守るべきことを本件俳句に託したことが認められる。

そして、この俳句会のメンバーや選者も、このような原告の考えに賛同し、本件俳句を秀句として選出したことが認められる。

- (4) 被告としては、(2)の社会状況のなかで、(3)の意図をもって作成された本件俳句を「たより」に掲載することは、世論の一方の意見を取り上げ、集団的自衛権行使に反対する市民の立場に偏することになって、その中立性に反することになる。

5. 公平性・公正性について

- (1) 被告は行政を行うにあたり、市民の一部の人を優遇し、あるいは冷遇することは許されない。
- (2) 被告が一部の人にのみ、その意見の発表の機会を提供することは、公平性や公正性に反することになる。

6. よって、被告において本件俳句の掲載を拒否したことには、正当な理由があり、被告に責めに帰すべき理由はなく、また、被告職員の過失やその行為に違法性もない。

第3. 権利侵害もしくは法律上保護される利益侵害のないこと

1. 権利侵害

前述したように、原告の被告に対する掲載請求権が存在しない以上、権利侵害は発生しない。

2. 法律上保護され利益の侵害

仮に、原告に「たより」の掲載への期待があったとしても、それは、あくまでも被告に編集権や発行権があること、また、俳句を掲載したのは「たより」に親しみやすさをもたらすためのものであって、原告に発表の場が与えられていたものではないこととの関係で評価すべきであって、その期待は法律上保護される利益であると評価することはできない。

第4. 因果関係の不存在

1. 被告は本件俳句を「たより」には掲載しなかったものの、一旦掲載したものを取り消したり、本件俳句を対外的に発表することをやめさせた訳ではない。

2. また、公民館運営審議会に対する被告の行為については、同審議会自体が原告と被告間の紛争を解決するような権限を有していないことから因果関係はない。

第5. 慰謝料について

1. 「たより」に俳句会の俳句が掲載されるに至った経緯、その掲載場所が「たより」の下欄の狭いスペースであること、原告において他に発表の場が奪われたものではないこと等を考えれば、「たより」に掲載されなかったとあって、原告に精神的苦痛が生じるものではない。

第6. 最高裁平成17年7月14日判決について

1. 本判例は、公立図書館の職員の図書の廃棄について、不公正な取扱いをしたことが、その廃棄された図書の著作者の人格的利益の侵害に該たるかについての国家賠償請求事件に関するものである。

第1審及び第2審判決は、その請求を棄却したが、最高裁は原判決を破棄し、これを差戻したものである。

2. まず、判決は、図書館を社会教育の機関（社会教育法9条1項）であって、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設と位置づけられる（同法3条1項、旧教育基本法7条2項、新12条2項）とした。

そして、公立図書館は、この目的を達成するための地方公共団体が設置した公の施設である（図書館法2条2項、地方自治法第244条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条）として、公立図書館は住民に対して思想、意見その他の種類の情報を含む資料を提供して、その教養を高めること等を目的とする公的な場であり、その職員は独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものとしている。

さらに、判決は、公立図書館が住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということが、その閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達をする公的な場でもあるということができるとし、著作物が閲覧に供される著作者が有する利益は、法的保護に値する人格的利益であると解すべきとして、著作者に対し、その職員の行為を国家賠償法上違法な行為とするものである。

3. ところで、図書館は判例も示すように、その目的の一つは図書館資料を収集して一般の公衆の利用に供すること（図書館法3条）である。一方、公民館は、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化

に関する各種事業の行い，もって住民の教育の向上，健康の増進，情操の純化を図り，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法20条）ものである。

このように図書館と公民館はともに社会教育のための機関であるが，その機能は異なっている。

そして，判例の事案は図書館の目的として収集された著作物に関するものであるが，一方，本件の「たより」の発行は，公民館の事業等を住民に知らせることが目的であって，主催講座の企画・実施や施設の住民利用といった主たる事業にあたるものではない。また「たより」は，公民館を利用した学習の成果をそのグループの名において発表する場として位置付けているものでもない。

4. このように，判決事案は，図書館の主要目的である提供すべき資料を，本来の図書館職員として負うべき義務に反し，職員の独断的評価で著作物を廃棄したというものであるのに対し，一方，「たより」の発行は，公民館本来の主要事業でもなく，また，これまで述べた俳句の掲載に至った事情があり，さらに職員の好みから掲載しなかったような状況もなく，その背景や職員の行為態様も全く異なるものである。
5. また，判例の事案で被害者となったのは，閲覧に供されていたにもかかわらず，廃棄された図書の影響の著者であって，その権利は，図書館との関係において法的に保護する人格権であるのに対し，本件では，前述したように，これまで述べたような俳句が掲載されるに至った事情，また，この俳句を「たより」に掲載した後，掲載を中止したような場合でもなく，判例の事案とは異なるものであって，原告に法的保護に値する人格的利益があると評価することもできない。
6. このように，原告が主張の根拠の一つとする図書館についての最高裁判例は，社会教育機関という共通点はあるものの，本件とはその事業目的，行為

態様，法的保護に値する利益の有無などの点で，その状況が異なり，その判例の趣旨は本件に適用されるものではない。

なお，この最高裁判例は著作物の廃棄の事案であって，この判例理論によっても，著作者が利益の侵害を理由に，図書館の図書購入についての図書の選択，配列，除籍廃棄等に介入することを認めたものではない。

以上